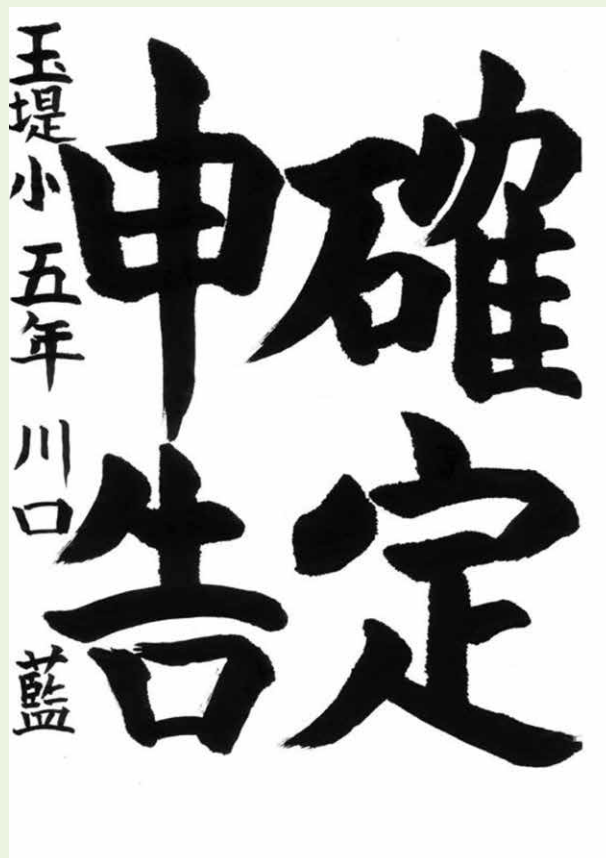


一般社団法人 北沢青色申告会



塚戸小学校5年
金子 優奈さん

一般社団法人 玉川青色申告会



玉堤小学校5年
川口 藍さん

世田谷間税会

税って実は、あなたが思っているより
働き者です。

桜木中学校 1年 濱本 柑南さん

北沢間税会

納税の 大切さを知る 十五の夏

梅丘中学校 光岡 晃太郎さん

玉川間税会

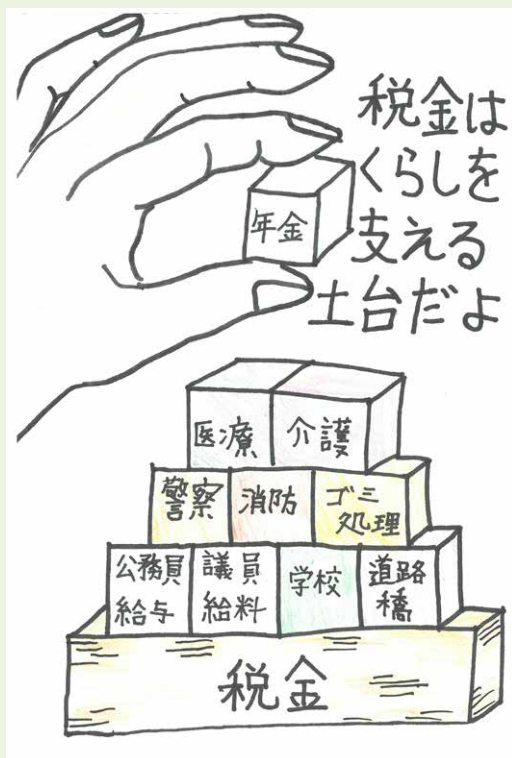
税の使途 意義を学ぶのも 義務のうち

深沢中学校 3年 倉持 和樹さん



このガイドブックに掲載されている受賞者の学校名・学年は、令和5年度のものです。

公益社団法人 世田谷法人会



松丘小学校6年 瀧上 萌奈さん

公益社団法人 北沢法人会



池之上小学校6年 田上 ことねさん

公益社団法人 玉川法人会



東深沢小学校6年 藤原 るなさん



中学生の 税 についての 作文

世田谷
区長賞

瀬田中学校 3年 佐伯 亮祐 さん

高齢者の社会参加で税収を増やす

現在、日本は「少子高齢化社会」と言われている。2021年の合計特殊出生率は1.30である。そして、全人口の高齢者が占める割合は2020年で28.6%であり、2030年には30%を越えると言われている。子どもが減っていき、高齢者が増えていくということは、今後働く者の数が減り、年金生活者が増えていくことを意味する。2022年の国の歳出のうち、一番使っているお金が年金などに充てられる社会保障費である。普通に考えれば、税金を払ってくれる人が減り、税金を使う人が増え、財政は破綻し、年金制度も崩壊する可能性がある。

そこで、高齢者を一概に弱者と見なすのはやめて、積極的に社会参加を促すことで、高齢者であっても必ずしも「税金を使う人」ではなく、「税金を払う人」にもなってもらうことを考えていくべきではないか。たとえば、高齢者が所有していた自家用車を、免許返上の際に献上していただいたり、売られる際にその内の何%かをいただく、それを年金資金に充てていく。同じように、伴侶を亡くした高齢者が広すぎる家で暮らしている場合は、その家を献上していただき、一人暮らしに見合う住宅を国や地方自治体が提供する。そして、家を売って年金資金に充てていく。このようなことを高齢者に対し、「社会参加」と銘打って理解を求めていくのであ

る。さらに今後働く人口が減っていくので、外国人やAIなどが期待されているが、元気な高齢者にはもっと働いてもらえばいいと思う。今までたくさん働いてきた高齢者は、定年を過ぎたら余暇を過ごしたいはずだと決めつけるのはまちがいである。のんびり趣味や旅行などを楽しまたい高齢者もいるだろうが、「社会の役に立ちたい」「自分が生きていることで誰かのプラスになりたい」と思っている高齢者もたくさんいるはずである。高齢者を「人生の先輩」と位置付けて、「より良い社会のために力を貸してください」というメッセージを送って、その高齢者の心と体に無理のない範囲で、仕事をしてもらうのである。働いてもらえば所得税が発生するし、収入が増えれば消費も増え、消費税も増えるだろう。

いっそのこと、65歳以上の高齢者に「年齢デノミ」を行ったらどうだろう。年齢デノミとは僕が考えた造語であるが、現在の実年齢を8割に変更して、人生を心機一転、再スタートするのである。65歳であれば52歳、80歳であれば64歳、90歳であれば72歳になる。そうすれば、高齢者の自分に対する印象が変わり、「まだまだ元気だぞ。仕事など、いろいろなことを精力的に頑張るぞ。」となるかもしれない。まちがいがなく、税収は増えるであろう。

このガイドブックに掲載されている受賞者の学校名・学年は、令和5年度のものです。



〔区役所案内図〕



〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 財務部
課税課(第2庁舎1階 住民税は1番窓口、軽自動車税(種別割)は2番窓口)
納税課(第2庁舎1階 3番窓口)

- 交通 東急世田谷線 松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩5分
バス「世田谷区民会館」下車すぐ
(渋52・反11・等13/渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)
「世田谷区役所入口」下車6分
(渋21・22・23・24・26/渋谷駅～上町・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)
「世田谷駅前」下車7分
(等11/等々力操車所～桜小学校)
※ 城山分庁舎は、区役所第1庁舎～第3庁舎から、徒歩5分
- 窓口受付時間 午前8時30分～午後5時
- 閉庁日 土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

区役所案内図は、令和6年5月時点のものです。
このガイドブックに記載の事項は、税制改正等により変更となる場合があります。

令和6年度版 区税ガイドブック

令和6年6月発行 広報印刷物登録番号No.2261
編集・発行 世田谷区財務部課税課・納税課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電 話	課税課管理係	03 (5432) 2163
	課税第1係	03 (5432) 2169
	課税第2係	03 (5432) 2174
	課税第3係	03 (5432) 2184
	特別徴収係	03 (5432) 2216
	納税課管理係	03 (5432) 2195
F A X	課税課	03 (5432) 3037
	納税課	03 (5432) 3012

区窓口等の詳細は78頁をご覧ください。